

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：タンザニア国ダルエスサラーム市内交差点改良
事業準備調査 (QCBS)

調達管理番号：22a00573

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する「プロポーザル」とに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年2月22日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年2月22日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：タンザニア国ダルエスサラーム市内交差点改良事業準備調査
(QCBS)

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。

(全費目課税)

() 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

(4) 契約履行期間(予定)：2023年5月～2024年2月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Kawashima.Junya@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

アフリカ部 アフリカ第二課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年2月28日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年3月8日 12時
3	質問への回答（第1回） 3月1日12:00までの受領分	第1回回答日 2023年3月6日
4	質問への回答（第2回） 3月8日12:00までの受領分	第2回（最終）回答日 2023年3月13日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ 作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午 まで
6	本見積額（電子入札システムへ送 信）、本見積書及び別見積書、プ ロポーザル等の提出日	2023年3月17日 12時
7	プレゼンテーション	行いません。
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
9	見積書の開封	2023年3月31日 10時
10	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日以内
11	技術評価説明の申込日（順位が第 1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の 翌日から起算して7営業日以内 (連絡先: e-propo@jica.go.jp)

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 URL に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>）

提供資料：

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

（1）質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4.（3）参照
- 2) 提出先：上記4.（1）選定手続き窓口
CC: 担当メールアドレス
- 3) 提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1）質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注3）質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

（2）回答方法

上記4.（3）日程のとおり、原則2回に分けて以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

8. プロポーザル等の提出

- （1）提出期限：上記4.（3）参照
- （2）提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2022年6月1日版）」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② 上記4. (3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_ (調達管理番号)_ (法人名)」)
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（千円未満切り捨て。消費税は除きます。）を、上記4. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書（第3章4. (2)に示す上限額を超える提案がある場合のみ）は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4. (3)の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル及び

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）、及び別提案書

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書・別提案書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

2) 別提案書（第3章4. (2)に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

- (5) 電子入札システム導入にかかる留意事項
- 1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
 - 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

9. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」、
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格となります。**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。**

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80~90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70~80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達してい	60~70%

ないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されます。

① 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

$$\text{① (価格評価点)} = \text{最低見積価格} = 100 \text{ 点}$$

$$\text{② (価格評価点)} = \text{最低見積価格} / (\text{それ以外の者の価格}) \times 100 \text{ 点}$$

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.（2）に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点 = 100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点 = (上限額 × 0.8) / N × 100点

* 最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$\text{(総合評価点)} = \text{(技術評価点)} \times 0.8 + \text{(価格評価点)} \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記4.（3）日程に記載の日時に開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格とさせていただきます。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「タンザニア国ダルエスサラーム市内交差点改良事業準備調査（QCBS）」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 プロジェクトの背景

タンザニア連合共和国（以下、「タンザニア」という。）のダルエスサラーム市は経済活動の中心都市であり、人口は直近30年間で年平均約5%増加し、2018年時点で580万人に達しており、アフリカ大陸6番目の大都市である。また、ダルエスサラーム市はアフリカ東部の物流玄関口であるダルエスサラーム港を擁することから、隣接国への国際回廊の起点として重要な役割を担っている。ダルエスサラーム港の取扱貨物量は2016～2021年の5年間で20%増加して1,619万トンとなっており、35%が隣接国向けである（うちコンゴ民主共和国13%、ルワンダ8%、ザンビア7%等）。その地理上の重要性及び経済発展のポテンシャルにより、ダルエスサラーム市はTICADVIで日本政府がコミットした持続可能な都市開発に関するマスタープランを作成する5都市の対象の一つとして選定された。ダルエスサラーム市では、人口増加及び自家用車の急速な普及、ダルエスサラーム港からの輸送量増加により市内交通量が増加しており、ピーク時には市内中心部から10km圏の移動に要する時間が1時間を超える等、深刻な交通渋滞が問題となっている。

ダルエスサラーム市の渋滞解消に向け、タンザニア政府は、JICAの支援により2018年に策定した「ダルエスサラーム都市交通改訂マスタープラン 2018-2040」（以下、「都市交通改訂MP」という。）に基づき交通網の整備を進めている。都市交通改訂MPでは、2040年を目標年次として「公共交通指向型（Transit Oriented Development（以下、TOD）型）メガシティ」という開発コンセプトを掲げており、公共交通が市民の通勤・通学を支え、中心業務地区に集中する都市機能が公共交通沿線の都市回廊に沿って分散する都市構造の実現、及びインド洋に面する国際港湾都市として都市間鉄道や高速道路網の整備により長距離の物流を支える交通インフラが整備された活力ある経済都市を目指している。そのアプローチとして、都市交通改訂MPでは、交差点改良・交通管理の強化・幹線道路の整備等によって道路交通の円滑化を進めると同時に、公共交通網の整備・TOD戦略に沿った都市開発等によって公共交通を中心とした都市構造への変化を進めることで、今後のダルエスサラーム市の人口増加に対応していくこととしている。タンザニア政府は同都市交通改訂MPに基づく開発を進めており、短中期的に公共交通ネットワークの中心となるものとして都市交通改訂MPで提案されたバ

ス高速輸送システム（Bus Rapid Transit : BRT）フェーズ 1～6 の整備及び BRT 整備と連動した交差点改良を世銀、アフリカ開発銀行等の支援を受けつつ推進している。

道路交通の観点では、沿岸に位置する中心業務地区から伸びる 4 本の放射道路と、それらをつなぐ環状道路が主要な道路網となっており、放射道路と環状道路が交差する地点付近の交差点が特に渋滞のボトルネックとなっている（2020 年、JICA「ダルエスサラーム都市交通に係る情報収集・確認調査」）。現状、ダルエスサラーム港から国内及び隣接国へ向かうにはダルエスサラーム市内の放射・環状道路を経由せざるを得ないため、市内の渋滞は居住者の移動のみならず国内・隣接国への物流の阻害要因となっている。日本はこれまでに無償資金協力「タザラ交差点改良計画」等にて市内の道路・橋梁整備を支援してきており、タンザニア政府は同成果も踏まえ、更なる交差点改良への協力を日本に要望した。

都市交通改訂 MP では整備優先度が高い交差点として市内 11 か所が挙げられており、そのうち 3 か所は他ドナーの協力により立体交差化の目途が立っている。本調査対象の交差点 3 か所（ムウエンゲ、モロッコ、ブグルニ・タザラ²）は、立体交差化の目途が立っていない交差点のうちタンザニア道路公社（Tanzania National Roads Agency。以下、「TANROADS」という。）へのヒアリング（2022 年 10 月）の段階において、特に混雑しており優先度が高い。またいずれの交差点も BRT のルート上にあり、BRT の通行を円滑にする効果が期待される。ムウエンゲとモロッコは工場・商業地区に隣接するとともに、市民が通勤・通学に利用するバガモヨ道路の主要交差点であり、ブグルニ・タザラはダルエスサラーム港からのトラックが多く通行する交差点である。これらの交差点は市中心部と郊外を結ぶ位置・ルートにあり、これらの交差点の改良による渋滞のボトルネック解消は市内外の交通円滑化にとって非常に重要である。タンザニア政府が 2021 年に発表した「第三次中期 5 か年計画（2021/22－2025/2026）」（以下、「FYDP III」という。）では、ダルエスサラーム市を含む国内主要都市の渋滞の解消とそれによる近隣国を含む域内流通の円滑化を運輸交通分野の重点課題の一つとして掲げている。FYDP III を受けて策定された TANROADS の「戦略計画（2021/22－2025/26）」においても、目標の一つとしてダルエスサラーム市の混雑解消が掲げられており、具体的な計画として市内の渋滞のボトルネックである主要交差点の改良が挙げられている。

第 3 条 プロジェクトの概要

（1）事業名

ダルエスサラーム市内交差点改良事業

（2）事業目的

本事業は、ダルエスサラーム市内の主要交差点を改良することにより、市内幹線道路の交通円滑化を図り、もってダルエスサラーム都市圏の経済活動の活性化及びダルエスサラーム港から国内及び隣接国への物流の円滑化に寄与するもの。

（3）事業概要

- 1) 交差点 2 か所（3 か所から絞り込み予定）の改良工事（立体交差化）
- 2) コンサルティング・サービス（予備・詳細設計、入札補助、施工監理等）

² 近接するブグルニ交差点とタザラ交差点を連続立体化する想定の下、1 か所として記載するもの。

(4) 対象地域

タンザニア国ダルエスサラーム市

(5) 関係官庁・機関

本調査の対象となる事業に関する関係官庁・実施機関は以下の通りである。但し、調査の過程において、これ以外の官庁・機関が関係する場合は判明する等した場合は、その旨発注者に報告し、確認・了解を得た上で調査を継続すること。

- 1) 実施機関：タンザニア道路公社 (TANROADS)
- 2) その他関係官庁・機関：財務計画省、建設・運輸・通信省、ダルエスサラーム高速鉄道公社 (DART)、ダルエスサラーム市役所

(6) 本プロジェクトに関連する我が国の主な支援活動

- ・ キルワ道路拡幅計画
- ・ 第一次・第二次ニューバガモヨ道路拡幅計画
- ・ ダルエスサラーム市交通機能向上計画
- ・ タザラ交差点改良計画
- ・ ダルエスサラーム都市交通マスタープラン改訂プロジェクト
- ・ ダルエスサラーム都市交通に係る情報収集・確認調査
- ・ TOD 都市開発能力強化支援プロジェクト

第4条 調査の目的と範囲

本調査は、「第5条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第6条 調査の内容」に示す事項の調査を実施し、もって我が国の有償資金協力事業として本事業を実施するにあたって発注者が行う審査に必要な調査を行うことを目的とし、「第7条 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

第5条 実施方針及び留意事項

(1) 円借款検討資料としての位置づけ

本調査の成果は、本事業に対する円借款の審査を発注者が実施する際の検討資料及び当国の事業承認の基礎資料として用いられることとなる。本調査で取りまとめる事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることから、事業内容の計画策定については、調査の過程で随時十分発注者と協議し、承認を得る。

また、本業務で検討・策定した事項が実施機関／関係機関への一方的な提案とならないよう、借入国政府と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とする。

一方、当該審査の過程において、対象事業の内容が本調査の結果とは一部異なる結論となる可能性がある可能性に留意し、借入国関係者に本業務の調査結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう留意する。

本調査では、積算額に関する先方政府との認識の一致に特に留意する必要がある。従って、本業務においては、当初想定されていた技術仕様や当該技術仕様に基づく積算額について先方政府または実施機関と認識の一致を図り、協議・調整状況について速やかに発注者に情報共有を行うとともに、必要に応じ協議議事録を作成する。協議議事録は、原則としてファイナル・レポートに添付する。

(2) 審査の重点項目

本業務の成果が円借款事業の審査の検討資料となるため、以下の項目については、取りまとめに際して、発注者から別途指示する基本的な基準、様式に従ってとりまとめること。

- 1) 適用される技術基準
- 2) 施工計画
- 3) 調達計画
- 4) 事業費
- 5) 事業実施スケジュール
- 6) 事業実施体制
- 7) 運営・維持管理体制
- 8) 運用・効果指標
- 9) 内部収益率（IRR）
- 10) 環境社会配慮

また、審査に当たり必要な項目の追加を指示する可能性がある。

（3）発注者への事前説明・確認

本業務の成果（協議資料等の中間的な成果を含む。）について借入国政府側の関係省庁・機関に提示する場合には、発注者に事前に説明・確認の上、その内容について承認を得るものとする。借入国政府、特に実施機関との間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が困難と思われる場合には速やかに発注者に報告し、対応方針について指示を受けること。

なお、発注者への説明・確認については、対面、オンラインによる会議形式で行うことを原則とし、困難な場合は電子メール等による実施も可とする。打合せ後は、必要に応じて受注者にて打合簿を作成し、監督職員の確認を得る。

（4）先行調査・既往事業から得られる情報のレビュー及び活用

本調査に先立って以下に列挙する調査、事業が実施されているところ、かかる先行調査・既往事業から得られる情報を最大限に活用し、重複がないよう効率的な調査実施が求められる。プロポーザルにおいて、先行調査・既往事業から得られる情報と本調査で必要な項目について整理し、本調査で調査すべき事項についてその理由と共に提案すること³。

先行調査・既往事業一覧

- 1) ダルエスサラーム都市交通マスタープラン改訂プロジェクト（2018年）（以下、「都市交通改訂MP」という。）
- 2) ダルエスサラーム都市交通に係る情報収集・確認調査（2020年）（以下、「2020年の基礎調査」という。）
- 3) TANROADSによるダルエスサラーム市内交差点8か所のF/S・D/D（2020～2021年実施）（以下、「TANROADSによるF/S・D/D」という。）※BoQ、入札図書案を含む。

³ 先行調査・既往事業に含まれる既存情報が存在する場合でも、既存情報がカバーしている範囲の大小やダルエスサラーム市内のインフラ整備状況の変化によっては情報やデータの更新が必要な可能性があることに留意の上、提案すること。

なお、2)は原則として1)を踏まえた内容となっているものの、3)は1)2)と必ずしも整合していないため、それぞれの内容を十分把握した上で調査を実施すること。

(5) 調査における地理的な対象範囲

本調査における自然条件調査、事業実施スケジュール（施工計画、工事安全対策等を含む）、環境社会配慮等の検討においては、事業対象となる構造物等を建設・設置する場所（及びその周辺）のみならず、本事業を実施するにあたって必要となり、かつ実施機関により提供されるべき用地（例：土取り場、土捨て場、工事用ヤード、工事用道路等の関連インフラ、等）（及びその周辺）についても考慮に含まれることに留意する。

(6) 本邦技術の適用可能性の検討／本邦企業の参入意向確認

本事業では本邦技術の適用可能性を検討する。本事業に関連する機材、設備、工法等で本邦企業に優位性がある技術について把握し、本事業における本邦技術活用の可能性について「第6条 調査の内容」の指示に従い検討する。検討にあたっては本邦技術を適用することによる経済性の向上（または社会損失の縮減）、工期短縮、環境負荷軽減や工事中及び供用後の安全性向上などの可能性を幅広く検討し、その結果を発注者へ報告し、確認を得る。また、適用を提案する本邦技術及び事業費については、事前・事後共に先方関係官庁・機関の理解が得られるよう、発注者が行う協議・調整に必要な応じて参加し、必要な技術的支援を行う。

さらに、本邦技術の導入提案にあたっては、関連本邦企業の参入意向に留意しつつ競争性確保を図ることができるように検討する。

加えて、日本の中小企業を含めた本邦企業が有する技術、製品、アイデアの活用の可能性があれば、プロポーザルで提案する⁴。JICAの中小企業・SDGsビジネス支援事業に関する情報は、以下のJICAのウェブサイト

(https://www.jica.go.jp/priv_partner/activities/sme/index.html) を参照し、過去の採択事業リスト等も参考にする。

(7) 環境社会配慮

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）（以下「JICA環境社会配慮ガイドライン」という。）に掲げるカテゴリBに分類されている。調査の進捗に伴い配慮すべき環境社会影響が新たに判明した場合などは必要に応じてカテゴリ分類を変更することがある（「JICA環境社会配慮ガイドライン」2.2.6）。この場合には、追加で必要となる業務内容等を含め、契約変更の協議を行う。

本調査においては、JICA環境社会配慮ガイドラインにそって、借入国政府の定める環境社会配慮に係る法令／許認可手続き、世界銀行環境社会ポリシー等を必要に応じて参照しつつ「第6条 調査の内容」に示す業務を行う。

借入国政府の定める環境社会配慮に係る法令／許認可手続きの内、特に重要と思われるものを以下に列挙するが、これに関わらず必要なものは適宜参照すること。また、これらの法令や基準等と「JICA環境社会配慮ガイドライン」との乖離及びその解消方法、環境関係機関の役割を整理すること。

⁴ プロポーザルで提案すること。

- 1) Environmental Management Act, 2004
- 2) Environmental Impact Assessment and Audit Regulations, 2005
- 3) National Land Use Planning Commission Act, 1984
- 4) The Land Act, 1999
- 5) Land Regulation, 2001
- 6) Land Disputes and Courts Act, 2022

また本調査における環境社会配慮において特に留意すべき点は以下の通りである。

【環境影響】

- ・ 汚染対策：工事中は、大気汚染、水質汚染、土壌汚染、廃棄物、騒音・振動等の影響が想定される。供用時は、大気汚染、騒音・振動等の影響が想定されるため、本調査で想定される影響と緩和策等の詳細を確認する。
- ・ 自然環境：事業地は国立公園等の影響を受けやすい地域に該当しないものの、一部の事業地候補地の周辺に Forest Reserve や IBA/KBA が存在する。事業による影響が想定される場合は、影響の回避、最小化を検討し、適切な緩和策を策定する。

【社会影響】

本事業では用地取得及び非自発的住民移転が生じるものの、大規模ではない見込みである。調査においては用地取得面積と被影響住民数の上、近隣住民を含めたステークホルダー協議開催支援を行い、非正規住民等の脆弱層や事業地及びその周辺での経済活動（行商や屋台等）を行う人々への影響含めて確認し、JICA 環境社会配慮ガイドラインに沿って適切に配慮されるよう回避・緩和策を検討する。

(8) 施工時の安全対策について

本事業実施に伴う工事安全上の留意点を整理し（例：安全に配慮した設計、工事安全確保のために必要な作業用地の確保、仮設、交通規制等）、（コンサルティング・サービスを含む）事業費や工期、施工方法の検討に反映する。かかる検討に際しては借入国の建設分野に適用される労働安全衛生法制、及び関連の各種基準を確認すると共に、「JICA 安全標準仕様書（JICA Standard Safety Specification: JSSS）（2021年2月）を参照すること。JSSS は円借款事業で一般的に発生する工種や現場の状況における工事安全上の最低限の要求事項を示したものであり、円借款事業の建設工事を伴う契約の一部として使用することが広く推奨される。

なお、同仕様書は一部円借款融資対象契約においては適用することを想定していないが（仏語圏／西語圏、FIDIC 契約約款を用いない契約については不適用）、その内容に鑑み、本事業の実施段階で使用される、されないにかかわらず内容を十分に理解した上で調査を実施すること。

また、借入国側の対応が求められるような事項（支障物件移設、用地確保や交通規制等）については、対応をとるべき当事者、調整が必要な関係機関を明らかにして整理・記述する。

(9) 調査実施段階、及び事業実施段階における治安上の安全対策

当該事業の借入国／事業対象地域は、一般犯罪やテロ等の治安面でのリスクが一定以上あると認識されているところ、調査実施に当たっては JICA 安全対策措置（渡航措置及び行動規範）に従うこと。

さらに、概略設計や事業費の積算等に当たっては、業務主任者は安全対策計画についても責任を負うこととし、発注者から提供される「安全対策ガイダンス」（2019年4月）を参照しつつ、事業実施時に必要となる治安上の安全対策を検討し、別途指定する様式に従い、案件別安全対策検討シート（案）を作成すること。

（10）Information and Communication Technology（ICT）技術の活用

建設分野における生産性向上の観点から、建設における ICT 技術の活用が期待される。本調査では、Construction Information Management（CIM）又は Building Information Management（BIM）の導入を検討する。調査設計段階からの3次元モデル導入により、設計から施工、維持管理までの一連の業務効率化や、工期短縮・品質向上・安全性向上等が効果として期待されるが、本調査においては、下記の項目における活用が想定される。また、この他にも効果的な活用法がある場合、プロポーザルにて目指す詳細度と共に提案する⁵。

CIM/BIMの適用が想定される項目

- 1) 最適代替案を選定する際の意味決定を補助する目的でのビジュアル作成
- 2) 概略設計後の完成予想図の作成

加えて、測量・設計・積算等の業務効率化や、工期の短縮、品質・安全性向上等に資する先端技術（例：UAV、航空LiDAR、衛星DEM、AI判読、等）の活用が見込まれる場合には、プロポーザルにて提案する。

（11）調査データの提出

デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進の観点から、JICAでは事業を通じて得られるデータを集約し、効率的・効果的な案件管理・案件形成を目指す方針としている。JICAとして集約すべきデータの種類や様式について検討段階にあり、本調査では今後の検討の材料として試行的に調査データの取得を実施する。自然条件調査、交通調査、ベースライン調査等を通じて得られる調査データに関し、位置情報が含まれるデータについては後述する様式に従い発注者に提出する。将来的には調査データの取得に当たっては可能な限り位置情報の取得を求めることを想定しているが、本調査においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。なお、調査データの取得に当たっては、当該協力準備調査の実施対象地域の法令におけるデータの所有権及び利用権を確認する。関連する法令が存在しない場合或いは法令の適用有無が判断できない場合、調査実施地域の管轄機関に当該協力準備調査で取得したデータの所有権及び利用権について確認する。確認の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出すること。

データ格納媒体：CD-Rを基本とする。CD-Rに格納できないデータについては提出方法をJICAと協議する。

データ形式：ベクターデータに関してはKMLもしくはGeoJSON形式とし、ラスターデータに関してはGeoTIFF形式、交通需要予測データに関してはJICA STRADA形式で提出する。なお、Google Earth Engineを用いて解析を行った場合は、そのコードを最終報告書に合わせ提出する。

（12）リスク管理シート（Risk Management Framework）について

⁵ プロポーザルで提案すること。

開発途上国における円借款事業は、実施段階で十分な監理を行っても期限内・予算内に完成しないケースや、事業完成後の便益が当初の想定水準に達しないケースがあり、大型のインフラ事業においてこのような状況をもたらす影響は特に大きい。こうしたケースの発生を未然に防止しつつ、審査段階および実施（案件監理）段階において発生し得る問題への対応策を予め検討しておくためには、案件形成の初期段階において潜在的なリスク要因の特定および対応策の策定を行う必要がある。これを踏まえ、本業務においては発注者が提示する様式を用いて、本事業のリスク及びその対応策を取り纏める。

（13）発注者が実施するミッションへの協力

発注者が概ね四半期毎の報告書説明・協議に合わせて実施予定のファクトファイナディングミッション等の日程に一部同行し、調査で収集・分析した情報の共有や事業計画検討の支援を行う。

（14）調査対象交差点の選定理由

本調査の対象となる交差点は以下の地図上の赤字の3か所（ムウエンゲ、モロッコ、ブグルニ・タザラ）。フェーズ1～6はBRTのルートを示す。



交差点の選定理由は以下のとおり。

- ・ムウエンゲ交差点（New Bagamoyo Road / Sam Nujoma Road）：都市交通改訂MPで優先度が高く、且つ現時点で立体交差化の目途が立っていない。TANROADSによるF/S・D/Dの対象。

- ・モロッコ交差点（New Bagamoyo Road /Kawawa Road）：都市交通改訂 MP で優先度が高く、且つ現時点で立体交差化の目途が立っていない。TANROADS による F/S・D/D の対象。
- ・ブグルニ・タザラ交差点：都市交通改訂 MP の優先度は中程度とされているが、都市交通改訂 MP 策定後に実現したタザラ交差点の立体化によりブグルニ交差点の混雑が深刻化している。タンザニア側の要望はブグルニ交差点における三枝立体交差（Nelson Mandela Road /Uhuru Road）のみであり、TANROADS による F/S・D/D でも同交差点単独でそのように設計されているが、2020 年の基礎調査においては南北方向でタザラ交差点との連続立体化（アンダーパス）が提案されていることから、特に両交差点を南北方向に通過する交通量の多寡を考慮した需要予測及び TANROADS との協議を踏まえ、比較検討の上、最適案を検討する。

（15）TANROADS による F/S・D/D の活用

本調査の実施にあたっては F/S・D/D の情報を最大限活用し、効率的な調査を行うこと。

- ・F/S・D/D の内容は以下のとおり。
 - 現況交差点交通量の調査と解析・将来予測
 - 立体交差化の比較 3~4 案の設定
 - 交差点の遅れ時間に基づく LoS（Level of Service：交通サービス水準）による比較案の評価と選定
- ・2020 年の基礎調査では、TANROADS による F/S での情報収集・分析について、事業実施に向けてどの情報が不足しているか、あるいは更新が必要かを一覧化しているが、同 D/D に反映されているか否かは不明のため、同 D/D の内容を確認した上で、本調査で収集が必要な情報を特定する。2020 年の基礎調査で作成された一覧は別添を参照。

（16）対象交差点の絞り込み

本調査では 3 か所を対象として調査した上で、マルチクライテリア分析により事業対象交差点を 2 か所に絞り込むことを想定している。絞り込みにあたっては、事業費の規模、自然・社会・生活環境条件、本事業が計画中・実施中の開発事業から受ける影響及び相乗相殺効果、本事業の効果発現を最大化する交差点の組み合わせ等の観点から検討する。ダルエスサラーム市内では交通インフラ整備や特定地区での開発が本事業の検討と同時並行で進んでいるため、都市構造の変化の実態と将来計画に関しても入念に情報収集を行う。

また、円借款事業の対象外となった交差点に対する今後のタンザニア政府側の対応方針、他ドナーによる支援の可能性を併せて確認する。

（17）新セランダー橋開通の影響

ムウェンゲ交差点及びモロッコ交差点は、韓国の支援により 2022 年 1 月に開通した新セランダー橋（通称タンザナイト・ブリッジ）と並行する地区に位置している。過去の関連調査の時点から交通状況が変化している可能性が高いことを念頭に、現況調査の上、現況再現結果に基づき、方向別交通量に係る将来補正を行う。

（18）事業の早期完了に向けた検討

ダルエスサラーム市内の渋滞が年々深刻化していることからタンザニア側の本事業に対する期待は大きい。時機を得た協力となるよう、事業の早期完了に向けた工夫をプロポーザルで提案する⁶。

(19) ダルエスサラーム市の将来像の実現に向けた本事業の位置付けの確認

本事業の基となる計画は都市交通改訂 M/P において他の施策と併せて提言されており、本事業のみでダルエスサラーム市の渋滞を解消できるものではない。そのため、調査においては、タンザニア政府及び他ドナーが実施する関連インフラ事業と併せてどのようにダルエスサラーム市の交通円滑化を実現していくかの道筋を確認し、その中で本事業が果たす役割や効果について、可能な限り定量的な形で明確に示す。

第6条 調査の内容

(1) 業務計画書の作成・提出

業務計画書を共通仕様書第6条に従い作成し、発注者に提出する。

(2) インセプション・レポートの作成、説明・協議

- 1) 借入国政府からの要請関連資料及び既存調査結果等の内容を確認した上で、調査全体の方針・方法及び作業計画を検討し、全体調査計画を策定する。特に先行調査における課題点や更新が必要な箇所を整理し、借入国政府側にて検討・調整が必要な事項、現地でさらに収集する必要がある資料、情報、データをリストアップし、全体調査計画に反映する。
- 2) 上記の作業を踏まえて、インセプション・レポートを作成し、発注者に事前確認を求める。
- 3) 現地調査の冒頭に、インセプション・レポートに基づき、実施機関、関係省庁・機関に対し、調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項等を説明し、内容を協議・確認する。

(3) 事業の背景・必要性の確認・整理

- ・ダルエスサラーム市の運輸交通セクターの現状と課題、それに対するタンザニア政府及びドナーの対応策（短期、中期、長期）を整理する。
- ・ダルエスサラーム市の自然条件、経済条件、社会条件等について、本事業を必要とする現状、課題に関連性の高いものを整理する。
- ・タンザニアの開発計画の他、都市計画や空間計画、道路セクターの上位計画・関連計画の名称、策定年次、期間、作成・承認機関を確認し、計画上の道路・橋梁セクターの位置づけ、本事業の位置づけを整理する。
- ・北部回廊、ダルエスサラーム回廊への連結性の観点から、ダルエスサラーム港～タンザニア内陸部及び近隣内陸国（ザンビア、コンゴ民主共和国、ルワンダ、ブルンジ、ウガンダ等）の物流において、対象交差点における渋滞により生じている課題を整理する。

(4) 2020年の基礎調査、TANROADSによるF/S・D/Dのレビュー

JICAが実施した2020年の基礎調査及びTANROADSによるF/S・D/Dの内容を精査し、不足情報を分析の上で現地調査にて状況を確認する。

⁶ プロポーザルで提案すること。

(5) 事業対象地域の現況調査

- ・事業対象地域の道路の整備状況：本事業の周辺地域の道路の整備状況を調査すること。特に事業の前後区間の道路の整備状況については、支障物件の有無とその所有者含めて詳細に調査すること。
- ・事業対象地域の道路の維持管理状況：本事業の周辺地域の道路の維持管理状況を調査すること。道路施設の維持管理状況だけではなく、過積載の取締り状況等の関連措置を含めて調査すること。
- ・事業対象地域の関連インフラの整備状況：本事業の周辺地域での空港、港湾、鉄道、バス、物流ターミナル等の関連交通インフラの整備状況を調査すること。
- ・周辺地域の経済・社会・環境の状況：周辺地域の経済、産業、生活水準、自然環境、工業団地・都市住宅等の開発計画、地区別の人口動態、所得・自動車（二輪・三輪・四輪）保有率の推移などを調査すること。
- ・道路計画上のコントロールポイントとなり得る施設、構造・利用状況等：特に新たに用地取得を要する立体交差点前後の拡幅区間、交差点改良地点に隣接する地籍・地目・範囲と地権者、並びに支障物件の有無と管理者は必ず確認すること。

(6) 自然条件調査・ベースライン調査等

概略設計、施工計画、積算について必要な精度を確保し、また事業により新設・拡張・附帯される施設・設備が自然・社会・生活環境に及ぼす影響を適切に予測し、その影響を回避／最小化する設計・施工を検討するため、以下に示す自然条件調査・ベースライン調査等を行う。既存のデータを最大限活用することとし、既存データが存在しない、及び既存データでは十分な情報が得られない際は下記に該当する調査を行う。本調査については、現地再委託にて実施することを認める。

具体的な自然条件調査・ベースライン調査等の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量、所要期間等）については、下記において特段の指定がない限り、受注者がプロポーザルで提案することとする。なお、上記項目以外に必要なと判断される自然条件・ベースライン調査等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案することとする⁷。

- 1) 気象・風況調査：気温、降水量、波、風の調査及び解析、超過確率年の設定
- 2) 自然災害調査：洪水（降雨量）、地震、津波等の調査及び解析、超過確率年の設定
- 3) 水理・水文調査：河川・水路の水位、浸水深、洪水位、背水深の調査及び解析、超過確率年の設定
- 4) 地形測量：基準点測量、水準測量、深淺測量、湛水等の可能性の確認
- 5) 地質調査：ボーリング調査、現場・室内試験、液状化の可能性調査
- 6) 地籍調査：地籍図の有無・測地座標系、道路・水路・鉄道・高圧線・パイプライン敷のRoW幅の確認及び民有地の地権者の連絡先
- 7) 支障物件調査：地下埋設・地上占有・架空占有物件等の名称・管理者、位置・深さ・口径・条数・電圧等（将来拡張分を含む）の確認及び管理者の連絡先
- 8) 衛星画像・衛星DEM・夜間光データ調達・解析：3D化、GIS化、統計データとの比較
- 9) 交通調査（現況再現・運用効果指標設定用）
 - ・交通調査：断面・方向別交通量（NMTを含む）、旅行速度、渋滞長

⁷ プロポーザルで提案すること。

- ・公共交通調査：ルート、回転率、乗車率
- ・コードンライン・スクリーンライン調査（OD、乗車率、空車率、等）、軸重調査：昼夜率・ピーク率、大型車・二輪車・三輪車混入率、過積載率
- ・世帯・SP調査：サンプル率、トリップ率、世帯構成、世帯所得、自家用車保有率、WTP&ATP

(7) プロGRESS・レポートの作成、説明・協議

PROGRESS・レポートを作成し、発注者と協議した上で、実施機関への説明・協議を行う。

(8) 交通需要予測更新

- ・道路区間別（集約中ゾーン～小ゾーンベース）
- ・方面断面別（集約大ゾーン～集約中ゾーンベース）

(9) 代替案の検討

上記各種調査や先行調査等のレビューから得られた情報に基づき、経済性（費用対効果）、施工性、維持管理、環境社会面の影響の回避・最小化等の観点から、「プロジェクトを実施しない」案も含め、必要な代替案の検討を行う。

(10) 概略設計

上記各種調査や先行調査等のレビュー、代替案の検討を踏まえ、対象交差点3か所について以下の概略設計を行う。なお、概略設計実施にあたっては、当該事業に係る設計方針を提案し、発注者へ協議・承認を得るとともに、先方実施機関からの合意を得る。

また、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月版）を参照して設計総括表を作成し、発注者に対し適用すべき諸基準等の設計条件を説明し、確認を取る。

なお、概略設計においては、プロポーザルで提案したCIM/BIMの活用の具体的な内容を反映すること。また、歩道や横断歩道を設置する場合、車いす利用者や視覚・聴覚障害者等の利用に配慮しユニバーサルデザインに係る提案を行うこと。

- 1) 立体交差計画の策定：整備対象となる複数の交差点の通過ルート毎の比較検討（費用・効果・社会環境配慮・その他）
- 2) 立体交差施設の構造計算：適用する設計基準・技術基準に則した複数の構造案の比較検討
- 3) 全体一般図：1/5,000～1/2,500
- 4) 主要断面図：1/200～1/100
- 5) 道路・立体交差施設の平面設計：平面設計の縮尺（1/1,000）
- 6) 道路・立体交差施設の縦横断設計：縦横断設計の間隔（20m毎、1/200）
- 7) 舗装設計：設計期間、計画交通量、性能指標、信頼性、基盤条件、環境条件、材料条件、その他規定等
- 8) 付帯施設設計：排水施設、立体横断施設、交通安全施設、照明施設等
- 9) 電気設備・保守設備・防災設備計画：事業完成後、将来交通量を考慮し、安全性に配慮した設備計画を検討する。また、供用時、将来の運用計画を満足するための配電計画、消火栓配置、用水確保等を検討する。
- 10) 完成予想図（CIM/BIMを活用したCG等）

3次元モデルを含むCIM/BIMを活用する等して、完成予想図を複数箇所作成したうえで、ステークホルダー協議・企業説明会等にも利活用できる日本語・英語・現地語版のナレーション・字幕付き動画（10～15分程度）を作成する。

（11）事業実施計画の策定

1）施工計画（仮設・架設を含む）

建設工法、工程、施工手順、排水、交通処理等の仮設備計画、及び資機材等の調達方法・輸送ルート・手段及び施工方法、並びに施工に必要な工事用道路、ストックヤード、一般交通用迂回路等の用地取得計画を施工計画にて提案する。特に架設・工程・仮設ヤード、搬入・搬出ルート等については、季節条件の他、沿道の環境（社会・生活・自然）を考慮の上、複数案（標準案、短縮案）を作成すると共に的確に積算・施工計画に反映させること。

2）建設期間中の交通管理計画及び安全管理計画

安全対策に係る借入国の法令及び「JICA安全標準仕様書（JICA Standard Safety Specification: JSSS）（2021年2月）を確認の上、工事安全対策並びに事業地周辺の交通への負荷を考慮した交通管理計画を提案する。また、治安上の安全対策として必要な経費が発生する可能性がある場合は発注者から提供される「安全対策ガイダンス」（2019年4月）を参照しつつ、事業費に計上する。

3）特殊工法、調達方法に影響する可能性のある工法

特殊工法、調達方法に影響する可能性のある工法がある場合には、施工計画の中で明確にする。

4）必要な資機材の調達事情

事業で使用する主な資機材について、借入国、隣接国又は第三国での調達可能性、運搬経路（陸路・海路・水運・鉄道）等を整理する。

5）資機材調達計画

本事業で調達する主な資機材について、最も合理的な調達先を整理し、資機材調達計画を策定する（施工段階での陸上・海上輸送計画、維持管理段階で必要となる部材・パーツ・機材の調達計画を含む。）。

6）事業実施スケジュールの策定

施工計画、資機材調達計画、相手国政府の手続きや用地取得等を踏まえて、月単位のバーチャート形式のスケジュールを策定する。クリティカルとなる施工工程、施工以外の工程（土取場・土捨て場、借地・用地取得等）を明確化すること。また、施工・調達にあたって重要な項目及び環境社会配慮や森林・耕作地（休耕地を含む）、使用許可、用地取得等の外部条件を調査・整理して、バーチャート上に示す。その際には、施工にあたって必要となる資機材の仮置き場及び工事用地の確保、施工に必要な工事用道路構築等に要する期間について適切に反映する。

（12）本邦技術の活用可能性の検討

1）事業における技術的ニーズ

本事業に要請される技術的なニーズ（施工性、維持管理性、必要に応じて耐震性・耐風性など）を整理する。

2）活用可能な本邦技術・工法

本邦技術・工法について、効果、機能、本邦の優位性、取扱い本邦企業、海外での活用実績、類似技術を整理する。また、競合国企業の技術レベル、施工実績等も整理する。

なお、本邦企業に優位性があると考えられる技術として工事中の社会損失、並びにライフサイクルコスト面も含めて以下を想定しているが、提案を求める技術を以下に限る趣旨ではない。

- ・ 鋼製梁・橋脚
- ・ 鋼製桁・合成床版又はPC床版
- ・ 大口径杭基礎（場所打ち、PCウェル、アーバンリング他）
- ・ インプラント工法
- ・ プレキャスト部材 等

3) 借入国が活用を希望する本邦技術・工法

借入国が活用を希望する本邦技術・工法について、効果、機能、本邦の優位性、取扱い本邦企業、海外での活用実績、類似技術を整理する。

4) 本事業で適用可能な本邦技術・工法

上記検討、及び先方関係省庁・機関の意向を踏まえ、本事業で適用可能な本邦技術・工法について、提案する。

(13) 事業費の積算

事業費については、以下に従って積算する。

1) 事業費項目

概略事業費の積算に当たっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。なお、報告書には事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算結果は、報告書には記載せず、別途 JICA に提出する。このうち、下線部についてはその算出方法を発注者から指示することがある。

- ア. 本体事業費
- イ. 本体事業費に関するプライスエスカレーション
- ウ. 本体事業費に関する予備費
- エ. 建中金利
- オ. フロントエンドフィー
- カ. コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）
- キ. その他 1（融資非適格項目）
 - ① 用地取得・移転補償費等
 - ② 関税・税金
 - ③ 事業実施者の一般管理費
 - ④ 他機関建中金利
- ク. その他 2（融資非適格項目※）
 - ① 完成後の委託保守費
 - ② 初期運転資金
 - ③ 研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用
 - ④ 支障物件移設費

※案件の性質によっては融資適格項目とすることが可能。

2) 事業費の算出様式

事業については、別途発注者から提供されるコスト積算支援システム（Excel ファイル）の様式にて提出する。なお、同様式については、事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。なお、コスト積算支援ツールの動作環境は、64bit 版 Windows OS (Windows 10 以上) を推奨している (Macintosh は推奨しない)。

3) 準拠ガイドライン

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）（2009年3月版）」を参照する。

4) 積算総括表

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表を作成し、発注者に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

5) 直接工事費・諸経費の内訳

直接工事費の内訳（Bill of Quantity: BQ）、諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）の内訳について、算定根拠（バックデータ、適用した積算基準等）とともに発注者に提出する。

なお、直接工事費の内訳（Bill of Quantity: BQ）は、予備設計レベル（中項目／百番台）と同等以上に細分化すること。

また、諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）については、率計上分に加えて、積上げ計上分も含むものとする（積上げ計上については、具体的に計上した費目が分かるように明記すること。）。

6) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、事業目的の達成を前提としてコスト縮減の可能性のある事項を整理し、コスト縮減策をとることができる場合の制約条件とその効果にかかる検討結果を別途発注者が指示する様式にとりまとめ、提出する。特に主要な本邦技術・工法については、従来技術・工法とのコスト比較は必須とする。

7) 類似事業との概略事業費等の比較

事業費については、他ドナーや借入国政府等が実施した類似事業と国土交通省及びNEXCO 三社共通土木工事積算基準との比較により、事業費の妥当性を確認すること。特に共通仮設費、現場管理費、一般管理費に係る率計上分以外に、積み上げ計上分、各種補正率の適用可否について整理すること。（特にヤード・プラント・現場事務所設営・営繕、架設・仮設、交通・工事安全、保安・衛生対策に係る経費は積み上げ計上の上、BoQ内でProvisional Sumとして計上すること）。以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等の比較資料」（様式の指定なし）を簡便に作成し、概略事業費の妥当性を示す資料として報告書には記載せずに別途発注者に提出する。

- ・ 実施時期
- ・ 事業費（総事業費（当初見積額・実績額）及び内訳）
- ・ 設計条件・仕様
- ・ 入札方法（Pre-Qualification: PQ基準、国際入札／国内入札等）
- ・ 契約条件（総価方式／BQ方式、支払条件（履行保証の有無等）等）
- ・ 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理・保安対策等）

(14) 調達計画の策定

概略設計、施工計画に基づき、調達すべき資機材の数量を算出する。また、将来のコントラクター応札の観点から契約形態に相応しいパッケージ分けを検討し、パッケージごとに外貨・内貨の内訳を設定根拠とともに明らかにする。検討にあたっては「円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドライン（2012年4月）」、及び各種標準入札書類の内容を踏まえること。なお、下記2)～4)の内容については報告書には記載せず、別途発注者に提出する。

1) 借入国における当該類似事業の調達事情

- ・当該事業で実施される類似の工事／設備導入にかかる入札と契約にかかる一般事情：借入国での入札・契約制度を整理すること。特に実施機関で必要となる手続（入札書類の承認など）については、詳細に整理すること。
- ・現地施工業者の一般事情（施工実績、保有する建設機械等）：現地施工業者の施工能力について、実績をもとに整理すること。
- ・現地コンサルタントの一般事情（詳細設計、入札補助、施工監理における経験・能力）：現地コンサルタントの事業遂行能力について、実績をもとに整理すること。

2) 入札手法、契約条件の設定

- ・調達方式
- ・契約約款
- ・契約条件書等の設定の基本方針
- ・適用する JICA 標準入札書類

3) コンサルタントの選定方法案

- ・International Consultants の採否
- ・ショートリストの策定方法
- ・コンサルタントのプロポーザル選定方法 (QCBS/QBS) 等：IE/LE/SS⁸別の必要 MM・直接人件費（格付別）、直接費（日当・宿泊・旅費、車両借上費または調達費、施設・設備借上費、通信費、各種再委託費、本邦または第三国及び内国研修費、安全管理・保安対策費、衛生管理費など）を整理すること。

4) 施工業者の選定方針案

- ・PQ 条件の設定
- ・入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方
- ・International Competitive Bidding (ICB) 並びに部分的な Local Competitive Bidding (LCB) の採否：本事業の内容と現地施工業者の施工能力を踏まえ、国際競争入札 (ICB) 並びに部分的な国内競争入札 (LCB) の適否を整理すること。

(15) 事業実施体制の検討

1) 実施機関の体制（組織面）

実施機関の法的位置づけ、業務分掌、組織構造、人員体制などを整理する。本事業の実施にあたって人材を雇用する場合、障害のある求職者又は被雇用者への情報保障や安全確保といった合理的配慮の提案を実施機関に対して行う。

2) 実施機関の体制（財務・予算面）

実施機関の財務状況、予算の実績・見通しを整理する。2022年6月の予算演説(2022/23)では、実施機関の収入源の一つである大型車両への通行税の廃止について言及されていたことから、廃止の実現可能性、廃止された場合の財務面への影響、代替措置の可能性について特に慎重に確認する。

3) 実施機関の体制（技術面）

実施機関が保有する技術者、技術基準、研修、機材などを整理する。

4) 実施機関の類似事業の実績

実施機関が事業主体となった同規模の事業の実績（実施中を含む）・課題を整理する。特に用地取得・移転補償交渉経験の有無について確認する。

5) 実施段階における技術支援の必要性

⁸ IE：インターナショナル・エキスパート、LE：ローカル・エキスパート、SS：サポーティング・スタッフを指す。

事業実施体制について、上記1)～4)における課題及び必要となる制度、手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消に当たっては、技術的な支援の必要性について検討する。必要性があると判断する場合、技術支援の内容、対象者、実施時間、必要経費等を提案する。

(16) 運営・維持管理体制の検討

1) 運営・維持管理機関の体制（組織面）

運営・維持管理機関の法的位置づけ、業務分掌、組織構造、人員体制などを整理する。

2) 運営・維持管理機関の体制（財務・予算面）

運営・維持管理機関の財務状況を（公社等の場合は）財務諸表の分析、（省庁等の場合は）予算実績や開発計画における見通し等を通じて整理することで、運営・維持管理体制の財務的持続性を確認する。

3) 運営・維持管理機関の体制（技術面）

運営・維持管理機関が保有する技術者、技術基準、研修、機材などを整理する。

4) 運営・維持管理機関の運営・維持の実績

運営・維持管理機関が運営・維持している施設の名称、規模、立地地域などを整理する。

5) 運営・維持管理段階における技術支援の必要性

運営・維持管理体制について、上記1)～4)における課題及び必要となる制度、手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消に当たっては、技術的な支援の必要性について検討する。必要性があると判断する場合、技術支援の内容、対象者、実施時間、必要経費等を提案する。

(17) 実施機関負担事項の確認

1) 用地の取得・確保（作業用地、土取り場、土捨て場等を含む）

工事実施に必要な用地について、所有者、規模、位置、アクセス方法、取得完了予定時期、実施機関の責任・役割を整理する。また、作業用地、土取り場、土捨て場については、位置、規模の概略を確定する。用地取得・借上（作業用地、土取場・土捨て場を含む）は実施機関の義務であって、請負者の義務では無いことを弁えた対応をとること。

2) 住民移転

住民移転について、地籍図を基に合法・非合法別の移転規模、移転完了時期、実施機関の責任・役割を整理する。

3) 支障物移設

支障物移設について、支障物の種類ごとに移設完了時期（移設に必要な期間）、占有物件管理者・実施機関の責任・役割を整理する。

4) 事業実施に必要な許認可

事業実施に必要な許認可について、許認可権者、許認可取得に要する期間、実施機関の責任・役割を整理する。

5) 工事実施上の規制（工事安全、環境等を含む）

工事実施上の規制について、規制権者、実施機関との関係を整理する。

(18) COVID 19 による影響に配慮した計画策定

コロナ対策に関する現地の法令・ガイダンス等を調査し、これらを踏まえて、下記の通りコスト積算、実施スケジュール、コンサルタント TOR 等に反映する。

- ①コスト積算：現地の法令・ガイダンスや対外公表されている建設現場におけるコロナ対策を参考に、必要となるコロナ対策費を積算に含める。また、事業実施中の感染拡大状況の変化に対応するための暫定金額を計上する。
- ②実施スケジュール、コンサルタント TOR・MM 策定：上記法令等を踏まえて、現実的なスケジュールならびに必要な TOR を作成する。

(19) 環境社会配慮に係る調査

JICA 環境社会配慮ガイドラインに基づき、環境社会配慮面も含めた代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領(2019年11月)」に基づくこととする。また、相手国等(関係官庁・機関)と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境社会配慮ガイドライン<参考資料>の環境チェックリスト案を作成する。

環境社会配慮に関する主な調査項目は、以下のとおり。本調査については、現地の事情に精通していることが必須であるため現地再委託にて実施することを認める。

1) ベースとなる環境社会の状況の確認

汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、現地での測定に基づくデータの収集(ベースライン調査)を含む。また、隣接する地域で環境社会配慮調査が過去に実施されている場合には、既存のデータも参照しつつ必要な情報・データを収集すること。

2) 借入国政府の環境社会配慮制度・組織の確認

- ・環境社会配慮(環境影響評価、情報公開等)に関連する法令や基準等
- ・当国の制度における手続きや所要期間
- ・「JICA 環境社会配慮ガイドライン」との乖離及びその解消方法
- ・関係機関の役割

3) スコーピング(検討すべき代替案及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること)の実施

4) 影響の予測(基本的に定量的予測を含む)

5) 影響の評価及び代替案(「プロジェクトを実施しない」案を含む)の比較検討

6) 緩和策(回避・最小化・代償)の検討：緩和策については、影響が緩和されるメカニズムを踏まえて、極力具体化を図ること。

7) 環境管理計画(案)の作成：緩和策ごとに監督機関、実施機関、費用(財源)を必ず明確にすること。また、当該費用(財源)については、事業費の積算に必ず反映すること。

8) モニタリング計画(案)(実施体制、方法、費用、モニタリングフォーム等)の作成：環境項目ごとに観測地点、観測頻度、責任機関、監督機関、費用(財源)を明確にすること。また、当該費用(財源)については、事業費の積算に必ず反映すること。

9) 予算、財源、実施体制の明確化

10) ステークホルダー分析の実施とステークホルダー協議の開催支援

実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討。女性、子ども、老人、障がい者、貧困層、非正規住民、先住民族等の社会的な弱者については、一般に様々な環境影響や社会的影響を受けやすい一方で、社会における意思決定プロセスへのアクセスが弱いことに留意し、フォーカスグループディスカッション等の適切な配慮がされるよう支援する。事業対象地周辺で経済活動（行商や屋台等）を行う人々への影響を含めて確認し、JICA 環境社会配慮ガイドラインに沿って適切に配慮されるよう回避・緩和策を検討する。

1 1) GHG 総排出量の推計

JICA 環境社会配慮ガイドラインに基づき、事業完成後の供用段階において 25,000CO₂ 換算トン／年を超える温室効果ガスの排出が見込まれる場合、事業実施前に GHG 総排出量を推計し公表する必要があるため、見込みに応じて GHG 総排出量の推計を行う。

(20) インテリム・レポートの作成、説明・協議

インテリム・レポートを作成し、発注者と協議した上で、実施機関への説明・協議を行う。この際、環境社会配慮上必要となるステークホルダー協議を実施する。

(21) 用地取得・住民移転にかかる計画案の作成

JICA 環境社会配慮ガイドライン及び世界銀行 ESS5 に基づき、大規模ではないが住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合には簡易住民移転計画案の作成を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下 1)～14) のとおり。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。また、報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2019 年 11 月）」に基づくこととする。簡易住民移転計画案を策定するために実施した、社会経済調査（人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査）、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も発注者へ提出する。

本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、JICA 環境社会配慮ガイドラインと乖離がある場合、その解消策を提案する。

なお、本業務については、現地事情に精通していることが必須であるため現地再委託にて実施することを認める。

- 1) 用地取得・住民移転（所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む）・樹木や作物の伐採等の必要性：移転を生じさせる事業コンポーネント、影響エリア、移転を回避・最小化するために検討された初期設計代替案、事業実施中に移転を可能な限り最小化するための方法を整理すること。
- 2) 用地取得面積と被影響住民数
- 3) 人口センサス調査結果：事業対象地の全占有者を対象に実施し、補償・生活再建対策の受給権者数を合法・非合法別に確認すること。また、移転先地を提供する場合には、移転住民の移転先地に対する意向調査も併せて実施すること。

- 4) 地籍・財産・用地調査結果 : 事業対象地の全占有者が所有する資産(土地、住居、商店、公共施設、樹木等)を対象に実施し、物理的、経済的に影響を受ける資産項目及びその数量を合法・非合法別に確認すること。
- 5) 家計・生活調査結果 : 事業対象地の占有者の最低 20%を対象とし、被補償世帯の標準的な特徴、生計に関する基本情報(職業、世帯構成、公式・非公式の経済活動から得られた所得、生活水準、社会・文化的特徴等)を整理すること。
- 6) 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件、補償基準の公開、保証金の算定方法、合意される個別補償の内容の文書化や対象者への説明・閲覧要件、保証金の支払い時期、生活再建対策、苦情処理手続きに関する法的枠組みの乖離
- 7) 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- 8) 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策 : 生活再建策の内容(具体的措置、継続期間等)を整理するとともに、移転地を整備する場合には、その選定方法、移転地における基礎的インフラ、所有権移転計画、移転スケジュール等を地籍図・土地利用計画図等を基に整理すること。
- 9) 苦情処理手続き : 苦情処理を担う組織の構成メンバー、権限、及び苦情処理手続きを整理すること。また、事業対象地域に信頼の置ける既存の係争仲裁組織や手続きがあるかどうかを確認し、これらを活用すべきか、新たな組織等を設置すべきか検討すること。
- 10) 住民移転に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO等)の特定及びその責務(機関の役割、組織図、部署の役割、スタッフの役割、採用基準、人件費を含む経費等) : 必要に応じ、当該機関の能力強化策を検討すること。
- 11) 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール : 補償金や転居に必要な支援(引越し手当等)の提供を終了し、移転先地のインフラ整備や社会サービス(医療や教育等)の提供準備が整った段階で、物理的な移転を開始するスケジュールとすること。
- 12) 費用と財源 : 費目別に概算費用を算出し、全体の支出スケジュールを作成すること。補償費は、再取得価格調査を実施した上で、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定結果に基づき概算すること。なお、相手国等の用地取得、住民移転に係る法制度に基づかない費用を確保する場合は、その財源の確保方法についても検討すること。
- 13) 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム : 実施機関による内部モニタリング体制を検討し、住民移転の進捗監理のためのモニタリングフォームを作成すること。また、独立機関による外部モニタリング体制を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成すること。住民移転が計画通り実施されたか確認するために必要な事業終了評価方法を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成すること。
- 14) 社会的弱者や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案

に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。対象地域に聴覚・視覚障害や知的障害等があり情報の取得に困難な住民がいる場合は、情報提供時の情報保障の確保（書類の代読・代筆・筆談・手話・分かり易い言葉での説明等）を行う。また、事業実施時の情報保障等の合理的配慮について提案する。

必要に応じて、簡易住民移転計画案に基づき、協力準備調査報告書内の環境社会配慮該当箇所を作成する。

（２２）ジェンダー視点に立った調査と計画策定

１）現状把握

事業対象地域のジェンダーに関連する社会規範・慣習を踏まえ、本事業で想定する裨益者の男女で異なるニーズや課題等について調査する。また、実施機関における女性の雇用促進や管理職割合、技術者育成等のジェンダーに係る方針を確認するとともに、他ドナー実施分も含む類似事業における労働者の女性割合の現状、ジェンダー視点に係る施策の有無・内容等を調査する。

２）上記を踏まえた実施機関との協議

上記の調査実施後、実施機関との協議を行い、ジェンダー課題やニーズに対応するための取組み（本事業におけるジェンダー視点に立った設計・仕様・取組の反映、本体工事における非熟練／熟練労働者雇用に占める女性割合の設定、同一賃金の徹底、女性労働者用ファシリティの設置、等）の事業内容への反映を検討する。加えて、住民説明会におけるジェンダーバランスの担保、男女双方からのヒアリングを通じた対象地域被影響住民の適切な把握、寡婦世帯・女性世帯主世帯など特に脆弱な状況におかれた世帯への特別保証措置等の方策につき、検討する。

具体的な検討に際してのステップは以下の通り。

- ①本事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための設計・仕様・取組を特定・設定する。
- ②ジェンダー視点に立ったアウトプット（運用・効果）設定の必要性を検討する。
- ③ジェンダー視点に立った設計・仕様・取組を担保し測定するための運用・効果指標を設定する。

また、Gender Assessment Report 等の提出を要請された場合には、実施機関による資料作成や質疑応答等の業務支援を行う。

（２３）免税措置の確認

当国での先行する円借款事業における免税対応も参考に、本事業における当国の免税措置について、当国の法制度を参照しつつ、確認する。

（２４）本事業実施にあたっての留意事項の整理

本事業を円借款事業として実施する場合、その円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。特に以下の観点は留意すること。

- 上記(14)で整理する調達計画に基づく円滑な実施に影響を与えうる現地法令や過去事例を踏まえた課題

(25) コンサルティング・サービス

上記一連の調査内容を踏まえ、事業実施に際して必要となるコンサルティング・サービス（予備・詳細設計、入札補助、施工監理、技術移転等）の内容とその規模（業務人月）について提案する（コンサルタント TOR（案）の作成を含む）。提案内容については報告書には記載せず、別途発注者に提出する。

(26) 事業効果の検討

本事業によって得られる効果を定量的効果、定性的効果に分けて評価する。なお、IRRの算出は、別途発注者から提供されるIRRマニュアルを参考とする。（同マニュアルは公示の際に貸与資料扱いとし、契約締結後正式に配布扱いとする。）

1) 定量的効果

① 内部収益率（IRR）

本事業の資金計画等に基づき、経済的内部収益率（EIRR）を算出する。また調査対象事業が将来的に料金収入を伴う場合、財務的内部収益率（FIRR）も併せて算出する。算出に当たってはJICAから提供される「IRR（内部収益率）算出マニュアル」に準拠すること。ハードルレートの確認と比較、他ドナー事業等との相乗・相殺効果の有無の確認を行うこと。なお、IRR算出にかかる以下の詳細については報告書には記載せず、別途発注者に提出する。

- ・ 計算根拠（算出にあたっての仮定・前提、単価の設定根拠等を含む）
- ・ 算出に使用した計算シート（Microsoft Excelの電子データ）

② 運用・効果指標

「資金協力事業 開発課題別の指標例（JICA、2020年2月）」を参照しつつ、運用・効果指標を設定し、基準値と共に事業完成の2年後をめどとした目標値の設定、データ入手手段の提案、評価にあたっての留意事項の整理を行う。なお、本事業における運用・効果指標としては下記の中から特に効果が明確に測定できるものを選択することを想定するが、その他にも有益な指標（特に、交差点が整備されることによって得られる経済便益にかかる指標）があれば提案すること。また、本事業はダルエスサラーム市内の渋滞緩和に留まらず、タンザニア内陸部及び隣接国への物流円滑化というインパクトが期待されているため、その効果を確認できる指標を検討する。

- ・ 対象交差点における（全流入）年平均日交通量（台/日）（台数は、PCU換算係数と共に大型車、中型車、小型車台数別に記載する。）
- ・ 対象交差点の平均通過時間（秒/台キロ）ピーク時・オフピーク時別
- ・ ピーク時通過交通量（台/時）
- ・ 対象交差点を含む特定区間の通行所要時間（分）
- ・ 車両運行費（VOC）の節減（USD/台・km）
- ・ 旅行時間費（TTC）の節減（USD/台・時）
- ・ 交通渋滞による年間逸失利益（貨幣単位）

2) 定性的効果

本事業によって得られる定性的効果を明確な根拠と共に、可能な限り具体的に提案する。その際、可能であれば本事業の実施によって得られる本邦企業

(本事業における受注企業以外)への裨益効果についても検討する(例:借入国に進出している本邦製造企業にもたらされる便益、等)。

(27) 気候変動対策事業としての案件形成に係る情報収集・分析

本事業による温室効果ガス排出削減が一定以上見込まれる場合、気候変動対策事業(緩和策)と位置づけられる可能性があることから、「JICA 気候変動対策支援ツール(JICA Climate-FTI)(緩和策)(JICA 2019年)」等を参考に、本事業を通じた緩和効果(温室効果ガス排出削減・吸収量)の推計を行う。

また、本事業の実施により、借入国の気候変動に対する適応力強化が一定以上見込まれる場合、気候変動対策事業(適応策)と位置づけられる可能性があることから、「JICA 気候変動対策支援ツール(JICA Climate-FTI)(適応策)(JICA 2019年)」の該当箇所(「08. 道路」等)を参考に、気候リスク(ハザード、曝露、脆弱性)を評価し、本事業を通じた適応効果(気候変動により発生する危害の回避・低減効果等)の推計を行う。

(28) BRTに係る情報収集及び実施機関との調整

本調査の対象交差点はいずれも BRT フェーズ 2 以降との交差点を有しているため、BRT の運行・工事計画(特に停留場・優先信号計画)との調整が必要となる。BRT の建設工事は TANROADS が実施するものであり、TANROADS が主体的に本事業との調整を図ることが求められるものの、BRT 工事から受ける影響を最小限に留め本事業の遅延や計画変更等を予防するため、継続的な情報収集と適時適切な実施機関との調整を行う。

また、事業計画検討の際に BRT 乗降スペース・利用者導線と一般車両導線との離隔、鉄道やフィーダールートサービス用パラトランジットとの連携・分担等にも留意する。

(29) ドラフト・ファイナル・レポートの作成、説明・協議

調査結果をドラフト・ファイナル・レポートとして取りまとめ、発注者と協議した上で、先方への説明・協議を行う。

(30) 本邦企業説明会の実施

本事業に関する本邦企業説明会開催に当たって、資料案を作成のうえ、発注者の確認・承認を得る。動画は日本語・英語・現地語のナレーション・字幕付き 3 パターンで作成することとする。また、発注者の指示のもとで必要に応じて企業説明会実施にかかる運営事務(案内、議事録作成、企業等への連絡・調整等)や説明会会場における質疑対応等を行う。

なお、想定される本邦企業説明会の概要は以下のとおり。

- ・ 目的: 本邦企業に対する事業説明と参加意向の確認
- ・ 実施時期: 「第 7 条 報告書等」に定めるドラフト・ファイナル・レポートの提出前(2023 年 9 月頃、2024 年 1 月頃を想定)
- ・ 回数: 2 回
- ・ 会場: 原則として JICA の施設を利用
- ・ 規模・参加者: 関連業界団体に所属する企業等を中心に、本事業に関心を有すると考えられる企業等複数

(31) ファイナル・レポートの作成

- 1) 上記の作業を踏まえて、「第 7 条 報告書等」に記載の各レポートを作成のう

え、発注者に確認・承認を得ることとする。

- 2) 現地調査の冒頭には、レポート内容について先方関係省庁・機関に対し内容を説明し、協議・確認する。また借入国に JICA 事務所がある場合は、当該事務所に対しても内容の説明を行う。
- 3) 当国関係省庁・機関の事業承認に必要な情報を提供するために、別途発注者が指定する様式で情報提供を求める可能性がある。

第7条 報告書等

(1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。3)～5)のレポート提出時期については、各1回の提出前提に、より合理的な提出時期をプロポーザルで提案することを妨げない。

本契約における最終成果品は、6) 準備調査報告書及び7) デジタル画像集とする。各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に発注者に説明の上、その内容について承認を得るものとする。なお、当該説明については、打ち合わせによることを原則とする。また、打ち合わせ後に受注者にて打合簿を作成し、発注者の承認を得る。

1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書第6条に記載するとおり。

提出時期：契約開始後10営業日以内

部数：和文5部（簡易製本）

2) インセプション・レポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期：調査開始後1か月以内

部数：英文10部（簡易製本）

3) プロGRESS・レポート

記載事項：プロジェクトの背景・経緯、実施・運営体制、交差点3か所における概略検討結果、自然条件調査等

提出時期：2023年8月15日まで

部数：和文（電子データのみ）、英文10部（簡易製本）

4) インテリム・レポート

記載事項：交差点3か所における概略設計、概略事業費、施工計画・調達計画、スケジュール、環境社会配慮

提出時期：2023年11月20日まで

部数：和文（電子データのみ）、英文10部（簡易製本）

5) 準備調査報告書（ドラフト・ファイナル・レポート）（経済分析に用いたキャッシュ・フロー表等のExcelファイル（分析の過程が分かるもの）を含む）

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：2024年1月220日まで

部数：和文要約5部、英文10部（簡易製本）

6) 準備調査報告書（ファイナル・レポート）（経済財務分析に用いたキャッシュ・フロー表等の Excel ファイル（分析の過程が分かるもの）を含む）

記載事項：調査結果の全体成果（概要を含む）

提出時期：2024年2月29日まで

部 数：和文3部、英文10部（和文・英文ともに製本）、CD-R 4部

※ファイナル・レポートについては、調査結果の概要を10ページ程度で取りまとめ、和文版、英文版の最初の部分に入れる。また、製本版とは別に一定期間非公開となる情報を除いた英文（簡易製本版）10部及び和文（簡易製本版）3部を作成し、調査終了後速やかに公開する。一定期間非公開となる情報は原則以下のとおりであるが、具体的な削除対象箇所については、別途発注者と十分に協議の上決定する。

- ア) コスト積算、調達パッケージ、コンサルティング・サービスの人月・積算、経済・財務分析に含まれるコスト積算関連情報
- イ) 実施機関の経営・財務情報のうち、公開されていない情報
- ウ) 民間企業の事業や財務に関わる情報

7) デジタル画像集

記載事項：事業対象サイト等のデジタル画像

提出時期：準備調査報告書と同時提出

部 数：CD-R 2部

(2) 収集・作成資料

本件調査を通じて収集・作成した資料及びデータは項目毎に整理し、JICA 様式による収集・作成資料リストを付したうえで調査終了後発注者に提出する。交通需要予測データ（現況再現データを含む）については、JICA-STRADA フォーマット仕様での提出を標準とする。

(3) その他の提出物

1) 議事録等

先方機関との各調査報告説明・協議に係る議事録（M/M）を作成し、発注者に5営業日以内に提出する。JICA 本部・事務所におけるミーティングについても同様とする。なお、関連会議・検討会の開催に先立ち、10日前までに配布資料（各報告書の和文要約を含む）を発注者に提出する。

2) 業務従事月報

JICA 規定により、調査業務日誌を添付した月例の調査業務報告を翌月5日までに発注者に提出する。本報告書には、業務実績、業務実施上の課題、その対処方針を記載する。

3) 先方機関への提出書類

先方機関への提出文書は、その写しを発注者（現地調査の場合で現地に JICA 事務所がある場合は当該事務所の事務所長も含む）に速やかに提出する。

4) その他

上記の提出物のほかに、第6条で報告書に記載せず別途発注者に提出することとした情報や、発注者が必要と認め、報告を求めたものについて提出する。

(4) 成果品の仕様

業務計画書、インセプション・レポート、プロセス・レポート、インテリム・レポート、ドラフト・ファイナル・レポートは原則として簡易製本とし、ファイナル・レポートは製本とする。報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

第8条 機材の調達

業務遂行上必要な機材については、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン（2017年6月）」に則り適切な調達及び管理等を行う。本邦から携行する受注者の所有機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らない機材であって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、受注者が必要な手続きを行うものとする。

第9条 その他の留意事項

（1）不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行う。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または発注者に速やかに相談するものとする。

（2）適用する約款

本業務にかかる契約は「成果品の完成を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、すべての費用について消費税を課税することを想定している。

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項 (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	先行調査・既往事業から得られる情報を踏まえ、本調査で調査すべき事項	第5条 実施方針及び留意事項 (4) 先行調査・既往事業から得られる情報のレビュー及び活用
2	日本の中小企業を含めた本邦企業が有する技術、製品、アイデアの活用の可能性	第5条 実施方針及び留意事項 (6) 本邦技術の適用可能性の検討／本邦企業の参入意向確認
3	CIM、BIM、その他先端技術の効果的な活用方法	第5条 実施方針及び留意事項 (10) Information and Communication Technology (ICT) 技術の活用
4	事業を早期に完了させるための工夫	第5条 実施方針及び留意事項 (17) 事業の早期完了に向けた検討
5	具体的な自然条件調査・ベースライン調査等の細目及び追加が必要と考えられる自然条件・ベースライン調査等の調査	第6条 業務の内容 (6) 自然条件調査・ベースライン調査等

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：交差点改良事業にかかる各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地業務について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地業務開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／道路・交通計画
- 道路・交差点設計I
- 立体交差点施設設計I

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 8.75 人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／道路・交通計画）】

- ① 類似業務経験の分野：道路・交通計画に関する各種業務
- ② 対象国及び類似地域：タンザニア国及び全途上国
- ③ 語学能力：英語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：道路・交差点設計 I】

- ① 類似業務経験の分野：道路・交差点設計に関する各種業務
- ② 対象国及び類似地域：タンザニア国及び全途上国
- ③ 語学能力：英語

【業務従事者：立体交差点施設設計 I】

- ① 類似業務経験の分野：立体交差点施設設計に関する各種業務
- ② 対象国及び類似地域：評価せず
- ③ 語学能力：評価せず

【**留意事項**】語学の証明書に関して、TOEIC の IP テストによるスコアレポートも可とした暫定運用は 2022 年 9 月末にて終了していますので、ご注意ください。なお、CASEC や JICA 専門家検定による認定書は、従来より認定の対象外となっています。

(詳細：https://www.jica.go.jp/announce/information/20220118_02.html)

3) その他学位、資格等

プロポーザル作成ガイドラインの 21 ページで説明する「機構が実施している契約管理セミナー」として、「能力強化研修（円借款の建設工事の安全管理に係る コンサルタント能力強化研修）」を評価対象とします。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2023 年 5 月に業務を開始し、2024 年 2 月 29 日までを履行期間とする。各調査報告書作成時期・提出期限は以下のとおり。

- ・ インセプション・レポート：調査開始後 1 か月以内
- ・ プロGRESS・レポート：2023 年 8 月 15 日
- ・ インテリム・レポート：2023 年 11 月 20 日
- ・ ドラフト・ファイナル・レポート：2024 年 1 月 22 日
- ・ ファイナル・レポート：2024 年 2 月 29 日

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 45.00 人月（現地：25.00 人月、国内：20.00 人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者/道路・交通計画（2号）
- ② 道路・交差点設計Ⅰ（3号）
- ③ 道路・交差点設計Ⅱ
- ④ 立体交差施設設計Ⅰ（3号）
- ⑤ 立体交差施設設計Ⅱ
- ⑥ TOD連携施設・設備計画
- ⑦ 交通調査/交通需要予測
- ⑧ 自然条件調査（地形測量、地籍調査）
- ⑨ 自然条件調査（気象・風況調査、自然災害・水理・水文調査）
- ⑩ 自然条件調査（地質調査）
- ⑪ 環境社会配慮（自然環境、生活環境）
- ⑫ 環境社会配慮（社会環境、住民移転）
- ⑬ 調達/施工計画/積算Ⅰ
- ⑭ 調達/施工計画/積算Ⅱ
- ⑮ 経済財務分析
- ⑯ 運営・維持管理計画
- ⑰ CIM/BIM・CG作成

3) 渡航回数を目途 全50回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 気象・風況調査
- 自然災害・水理・水文調査
- 地形測量（基準点測量、水準測量、航空測量（航空レーザ測量）、衛星画像解析、深淺測量、地形判読）
- 地質調査（ボーリング調査、現場・室内試験）
- 交通調査
- 地籍調査
- 支障物件調査
- 衛星画像・衛星DEM・夜間光データ調達・解析
- 環境社会配慮
 - － 社会経済調査
 - － 騒音・振動・排ガス等のベースライン調査
 - － 住民移転計画
 - － ジェンダーへの配慮
 - － 気候変動緩和策に係る情報収集・分析

なお、現地再委託については「コンサルタント等契約における現地再委託ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うものとする。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名ならびに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行う。

（４） 配付資料／公開資料等

１） 配付資料

- TANROADS によるダルエスサラーム市内交差点 8 か所の F/S・D/D（配布するデータは調査対象交差点 3 か所に関するものに限定する。）
- ダルエスサラーム都市交通に係る情報収集・確認調査

２） 公開資料

- ダルエスサラーム都市交通マスタープラン改訂プロジェクト
[11897535_01.pdf \(jica.go.jp\)](https://www.jica.go.jp/11897535_01.pdf)
[11897535_02.pdf \(jica.go.jp\)](https://www.jica.go.jp/11897535_02.pdf)

（５） 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（*語⇔*語）	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

（URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）

(1) 契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ①超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積として提案しません。
- ②超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例)

セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積にて提出。

【上限額】

205,752,000円（税抜）

なお、定額計上分 43,475,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めず。

また、上記の金額は、下記（3）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 3) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 5) **上限額を超える別提案に関する経費**

6) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

定額計上した経費については、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	気象・風況調査	第3章 2. (3)	1,000,000円	気象・風況調査一式	再委託
2	自然災害・水理・水文調査	第3章 2. (3)	1,000,000円	自然災害・水理・水文調査一式	再委託
3	地形測量	第3章 2. (3)	2,000,000円	既存データの補完調査	再委託
4	地質調査	第3章 2. (3)	20,000,000円	既存データの補完調査	再委託
5	地籍調査	第3章 2. (3)	1,000,000円	既存データの補完調査	再委託
6	交通調査	第3章 2. (3)	5,000,000円	既存データの補完調査	再委託
7	支障物件調査	第3章 2. (3)	2,000,000円	支障物件調査一式	再委託
8	衛星画像・衛星DEM・夜間光データ調達・解析	第3章 2. (3)	5,000,000円	データ調達及び解析にかかる費用	再委託
9	環境社会配慮調査	第3章 2. (3)	4,000,000円	既存データの補完調査	再委託
10	資料等翻訳費		975,000円		一般業務費
11	説明会用動画作成	第2章 第6条(30)	1,500,000円	3か国版字幕・ナレーション付の説明会用動画	再委託

(5) 見積価格について、
各費目にて千円未満を切り捨てた合計額（税抜き）で計上してください。

(6) 旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

【タンザニア】

東京⇒ドーハ⇒ダルエスサラーム（カタール航空）

東京⇒ドバイ⇒ダルエスサラーム（エミレーツ航空）

(7) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

2) 上記1) に記載がない国については OANDA レートを使用してください。

[通貨換算ツール](#) | [為替レート](#) | [OANDA](#)

別紙 2 : プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(26)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① <u>業務主任者の経験・能力：業務主任者／道路・交通計画</u>	(26)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② <u>副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／〇〇〇〇</u>	(-)	(11)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	2
③ <u>業務管理体制、プレゼンテーション</u>	(-)	(4)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	4
(2) 業務従事者の経験・能力：道路・交差点設計Ⅰ	(12)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国・地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	
(3) 業務従事者の経験・能力：立体交差点施設設計Ⅰ	(12)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	4	